

(第4条5条関係)

南阿蘇村医療機関燃料価格高騰対策事業に係る
医療機関への支援金の算定方法等について

1 支援金の額の算定方法

支援金の額の算定方法は、次のとおりとする。

＜算定式＞

(1) ガソリンを使用する車両

支援金の額(千円未満切り捨て) = 保有台数 × 52千円

※

(2) 軽油を使用する車両

支援金の額(千円未満切り捨て) = 保有台数 × 78千円

※保有台数は、対象期間(令和7年(2025年)4月から令和8年(2026年)3月)に送迎車両として保有する台数とする。但し、対象期間の全てにおいて車検が切れている車両は対象外とする。

2 申請に必要な書類

交付申請に必要な書類は以下のとおりとする。

- ① 南阿蘇村医療機関燃料価格高騰対策事業支援金交付申請書兼実績報告書兼請求書
- ② 振込先の口座が確認できる書類(名義人氏名、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が確認できるもの)の写し
- ③ 村税の未納がないこと、又は徴収猶予を受けていることを証する納税証明書
- ④ 車両の燃料の種類が確認できる書類(車検証の写し)
- ⑤ 南阿蘇村医療機関燃料価格高騰対策事業補助金算定表
- ⑥ その他(車両一覧表、医療機関開設許可証の写し等)

3 提出先と提出期限

南阿蘇村健康ほけん課物価高騰対策事業支援金申請書受付業務窓口
に提出。

提出期限については、令和8年11月30日までとする。